## 事業契約書(案)

- 1 事 業 名 豊田市駅西口ペデストリアンデッキ上広場整備事業 (設計・施工一括発注方式)
- 2 事業場所 豊田市 若宮町 地内
- 3 事業内容 要求水準書のとおりとする。
- 4 契約金額金 ------- 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)金 ------ 円
- 5 契約保証金 金 ------ 円
- 6 事業期間 自 契約締結日の翌日至 令和8年8月7日
- 7 支払特記 (1)前払金 金 ------- 円
  - (2) 部分払金 3回
  - (3)特記事項あり
- 8 契約特記 特記事項なし

上記の事業について、事業内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資することを契約の目的として、発注者 豊田市 を甲とし、契約者 ----- を乙として、次の約款により契約する。

契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施工規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、令和●年●月●日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契約 に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約に適用 する。

令和●年●月●日

(甲)発注者 愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市 代表者 豊田市長 太田稔彦

(乙) 契約者 住所

会社名 代表者

## 支払請求に関する特記事項

「豊田市駅西口ペデストリアンデッキ上広場整備事業(設計・施工一括発注方式)」における年度毎の支払限度額、毎年度の前払金の支払額の範囲及び出来高 予定額を、下記のとおり定めるものとする。

記 1 年度毎の支払限度額 令和7年度 0円 2 毎年度の前払金の支払額の範囲 令和7年度 金 0 円 令和8年度 金 ----- 円 ※約款第45条の規定にかかわらず、中間前金払はしない。 3 出来高予定額 0円 令和7年度 金

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、別冊の設計図書 に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする事業の 請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 この契約書における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、当該各号に定 めるところによる。
  - (1)「要求水準書」 この契約に基づく実施設計、工事監理、工事施工、維持管理、 撤去・復旧、総括管理及びその他業務の入札において発注者が公表した要求水準書 及び質問回答書をいう。
  - (2)「設計図書」 要求水準書及び実施設計図書をいう。
  - (3)「実施設計図書」 設計による成果品(第40条に規定する検査に合格した書類、図面並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。)をいう。
  - (4) 「設計」 要求水準書に定める「各種許認可申請等業務及び関連業務」及び「設計業務」に関する業務(第40条に規定する検査に合格した後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)をいう。
  - (5)「工事」 要求水準書に定める「工事監理業務」、「工事施工業務」、「維持管理業務」、「撤去・復旧業務」、「総括管理業務」及び「その他これらを実施する上で必要な関連業務」(仮設、施工方法その他工事目的物、完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。
  - (6)「工事監理」 設計図書どおりに工事が適切に行われているかを確認し、必要に応じて指示を行う建築士の業務をいう。
  - (7)「工事等」 設計若しくは、工事又は双方をいう。
  - (8)「工事着工指示書」 工事の着手時期を指示する文書をいう。
- 3 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡す ものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 4 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、 乙がその責任において定める。
- 5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除(以下「催告 等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって 合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 甲は、乙が共同企業体を結成している場合は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上 密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものと する。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工 に協力しなければならない。
- (工事関係委託業務届出書)
- 第3条 乙は、業務を開始したときは、直ちに工事関係委託業務届出書を甲に提出しなければならない。

(工程表請負代金内訳書)

- 第4条 乙は、設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、契約後及び第40条に規定する検査に合格したときは、要求水準書並びに当該 検査に合格した図面及び書類等に基づいた工事の工程表及び請負代金内訳書(以下「内 訳書」という。)を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第5条 乙は、この契約書により契約保証金が免除されている場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに揚げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合にあっては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1)契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4)この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結2 乙は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保険証券を寄託したものとみな
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証 の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 乙が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合にあっては、当該保証は第64条第4項各号に掲げる者が契約を解除する場合も保証するものでなければならない。
- 5 乙が、第1項の規定により同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約 保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保 証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達する まで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求すること ができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、設計及び工事監理業務に係る成果物(未完成の成果物及び設計及び工事監理業務を行う上で得られた記録等を含む。)のうち第19条第2項の規定による検査に合格したもの、設計図書に定める工事仮設物及び第48条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 甲は、乙が前払金の使用又は部分払等によっても、なおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、 乙の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその 使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第7条 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の 承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著 作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現の ためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物 に該当しない場合は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合は、当該成果物の使用又は複製をし、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第 9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の

2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。 (意匠の実施の承諾等)

- 第8条 乙は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項 に規定する登録意匠をいう。以下この条において同じ。)を設計に用いるときは、甲に 対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物(以下これらを「本件構造物」という。)に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 乙は、本件構造物の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を甲に 無償で譲渡するものとする。ただし、本件構造物の形状等について、乙が意匠登録を受 けることが適当と認められる場合は、この限りでない。

(設計及び工事監理業務の一括再委託の禁止)

- 第9条 乙は、設計及び工事監理業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任 してはならない。甲が設計図書において指定した主たる部分についても、同様とする。
- 2 乙は、設計及び工事監理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとすると きは、あらかじめ委託業務再委託承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければな らない。ただし、第三者に請け負わせ、又は委任しようとする業務の内容が次の各号の いずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 仕様書又は設計図書において指定した軽微なもの
- (2) 甲が委託業務再委託承認申請書の提出の必要がないと認めるもの
- 3 甲は、前項の規定による申請について、その請負又は委任(以下「再委託」という。) が不適当と認めるときは、乙に対しその再委託を承認しないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を再委託した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(工事の一括委任又は下請負の禁止)

- 第10条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 (下請負人の通知)
- 第11条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による下請負が不適当と認めるときは、乙に対しその下請負を中止し、又は変更させるものとする。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第12条 乙は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。
- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。 (特許権等の使用)
- 第13条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 (監督員)
- 第14条 甲は、監督員を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更 したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち 甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に 掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行に関し乙又は乙の現場代理人に対して行う指示、承諾又は協議
- (2)設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3)設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験、確認若しくは検査

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める催告等については、第18条第5項及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者等)

- 第15条 乙は、設計及び工事監理業務の管理及び統括を行う者として、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者を定め、甲の定めるところによりその者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- (1) 建築設計及び建築工事監理並びに設備設計 管理技術者
- (2) 測量 現場代理人及び主任技術者
- (3) 土木設計及び建設コンサルタント業 管理技術者
- (4) 地質調査及び土質調査 現場代理人及び主任技術者
- (5) 用地調査及び物件調査 主任担当者
- 2 前項第2号及び第4号の現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- 3 乙は、要求水準書に定めがある場合は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。届け出た照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 4 前項の照査技術者は、第1項各号に定める者を兼ねることができない。
- 5 甲は、第1項各号に定める者若しくは第3項の照査技術者又は乙の使用人若しくは第 9条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者でその業務の実施につ き著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を明示して交替を 求めることができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第16条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、この契約締結後5日以内に、 設計図書及び甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に届け出なけれ ばならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書の 政令で定める者をいう。以下同じ。)
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、契約金額の請求及び受領、第18条第2項の規定による請求の受理、同条第4項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権 利の権限に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理 人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなけれ ばならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (履行報告)
- 第17条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しな ければならない。

(管理技術者及び工事関係者に関する措置請求)

- 第18条 甲は、管理技術者等又は使用人若しくは第9条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任するものを除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 乙は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

- し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、甲に対して、そ の理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。 (工事材料の品質及び検査等)
- 第19条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出 してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第20条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に定めるもののほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該 請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。 (支給材料)
- 第21条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書を 提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり、使用することが適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料を滅失し若しくは毀損し、又は支給材料の返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 1 1 乙は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に 従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第22条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地 (以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の 定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(工事の着手等)

- 第23条 乙は、現場着工指示書発行後速やかに工事に着工するものとする。
- 2 甲は、乙が第40条に規定する検査に合格した後に現場着工指示書を乙に発行する。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により現場着工指示書の発行が遅れた場合は、工期の変更は行わない。

(要求水準書及び設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

- 第24条 乙は、設計図書の内容が要求水準書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)
- 第25条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、乙が第19条第2項又は第20条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる
- 3 前項に定めるもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。 (条件変更等)
- 第26条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したと きは、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行い、甲の確認を受けなければならな い。
- (1)設計図書の内容が一致しないこと(設計図書の優先順位が定められている場合を除く。)。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3)設計図書の表示が明確でないこと。
- (4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的 又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があ

ると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第27条 甲は、必要があると認めるとき(この契約及び取引上の社会通念上に照らして この責めに帰すべき事由がある場合を除く。)は、設計図書の変更内容を乙に通知し て、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認める ときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負 担しなければならない。
  - (契約変更又は一時中止)
- 第28条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額、契約期間又は設計図書を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 甲は、前項の場合において乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、 賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により契約期間の延長を申し出ることができる。
- 4 甲は、前項の規定による申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り契約期間の延長を認めることができる。この場合において、甲は、その契約期間の延長が甲の責めに帰すべき事由によるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。
- 5 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認めるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を 乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第29条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。 (乙の請求による工期の延長)
- 第30条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の 責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、 その理由を明示した書面により、甲に工期の延長を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認める変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (甲の請求による工期の短縮)
- 第31条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を乙に 請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認めるときは契約金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工期の変更方法)
- 第32条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第30条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第33条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から

- 14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が 負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。 (賃含又は物質の変更)
- (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)
- 第34条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内に おける賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、 相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行う ことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の この条に基づく契約金額の変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項に定めるもののほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただ し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の規定により請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第35条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して 臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第36条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第38条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第68条第1項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第37条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第68条第1項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理 者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において

は、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)

- 第38条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの (以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現 場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」 という。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知 しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第68条第1項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲 に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって 第19条第2項、第20条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定による検 査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害 の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条におい て「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなけれ ばならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害について は、甲が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1)工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第39条 甲は、第13条、第21条、第25条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第36条まで、前条又は第44条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、(設計の検査)
- 第40条 乙は設計に関し、現場着工予定日の10日前までに、要求水準書に定める設計図書を提出しなければならない。
- 2 甲は、実施設計図書を受領した日から10日以内に要求水準書に定めるところにより、 設計の検査として設計図書について確認を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければ ならない。
- 3 乙は、設計が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の確認を受けなければ ならない。この場合においては、前2項の規定を読み替えて準用する。
- 4 甲は、第1項及び第2項の検査によって業務の設計の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けたものとする。

(中間検査)

第41条 甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、工事の適 正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができ る。

- 2 検査員は、前項の検査に当たり必要があると認めるときは、工事の施工部分を最小限 度破壊して検査することができる。
- 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。 (工事の完了検査及び引渡し)
- 第42条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知し、工事目的物の引渡しを申 し出なければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書の定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が第1項の規定による申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契 約金額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙 は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を 適用する。

(契約金額の支払)

- 第43条 乙は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日 以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、検査期間満了となる期日の翌日から検査に合格した日までの期間の日数を40日から差し引いた期間内に契約金額を支払わなければならない。 (部分使用)
- 第44条 甲は、第42条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。この場合において必要があるときは、甲は、乙の立会いの上、当該使用部分の出来形を確認しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。 (前金払及び中間前金払)
- 第45条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率による額の前払金の支払を甲に請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から21日以内(12月29日から翌年の1月3日までの期間は、これに算入しない。また、その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。)に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、中間前払金に関し、保証事業会 社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を 甲に寄託して、契約金額の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求することがで きる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、乙から当該認定に係る請求があったときは、甲は、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 乙は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率により計算した額(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、増額後の契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率により計算した額及び増額後の契約金額の10分の2の額の合計額)から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することがで

きる。この場合において、第3項の規定を準用する。

- 乙は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契 約金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分 の6)を超えるときは、甲が指定した期日までにその超過額を返還しなければならな い。ただし、返還の期限内に第39条の規定により支払をしようとするときは、甲は、 その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不 適当であると認めるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。
- 甲は、乙が第7項の期限内に超過額を返還しなかったときは、その返還しなかった額 につき、同項の期限を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払 遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」とい う。) 第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支 払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第46条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支 払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しな ければならない。
- 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変 更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 乙は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができ る。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものと みなす。
- 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、甲に代わりその旨を 保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第47条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕 費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相 当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費 用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100 分の25以内とする。

(部分払)

- 第48条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び 製造工場等にある工場製品(第19条第2項の規定により監督員の検査を要するものに あっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で 部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する契約金額相当額の10分 の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求するこ とができる。
- 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又 は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求 しなければならない。
- 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの 上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の 結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めると きは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 乙は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。こ の場合において、甲は当該請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日 以内に部分払金を支払わなければならない。
- 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当 額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に 協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 部分払金の額≦第1項の契約金額相当額×(9/10一前払金額/契約金額) 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合におい ては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは、「契約金額相当額から既に部 分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。
- 甲が部分払をした既済部分は、甲の所有に帰する。ただし、引渡しは甲が特に指示す る場合のほか、全体工事が完成するまで行わないものとし、引渡し完了までの管理は乙 が善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(部分引渡し)

- 第49条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第42条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第43条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第43条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第43条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る契約金額の額=指定部分に相応する契約金額の額×(1-前払金額/契約金額)-指定部分に相応する支払済部分払金の額 (前払金等の不払に対する工事中止)

- 第50条 乙は、甲が第45条、第48条又は前条において準用される第43条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の損害賠償負担)

- 第51条 乙は、業務を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用を もって必要な予防措置を講じなければならない。
- 2 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、乙の負担とする。
- 3 乙は、天災その他不可抗力によって試験等に供される業務の出来高部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なく その状況を甲に通知しなければならない。この場合における損害は、乙の負担とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、その損害の原因が乙の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、乙は甲にその損害の一部の負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は、甲乙協議して定める。

(契約不適合責任)

- 第52条 甲は、引き渡された成果物及び工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3)成果物及び工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

- 第53条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条から第58条までの規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたとき は、その損害を賠償しなければならない。

(乙の支配権の変更による甲の解除権)

第54条 乙は、合併、株式交換、株式移転又は株式の過半数の譲渡により、乙の支配権に変動があったときは、速やかに甲に通知するものとする。この場合において、甲は何ら

- 催告することなく本契約を解除することができる。
  - (甲の催告による解除権)
- 第55条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
- (1)第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3)契約期間内に成果物及び工事目的物を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に成果物及び工事目的物を完成する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (4) 第16条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第51条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6)前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第56条 次条及び第58条に定めるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1)契約の重要な事項に違反したとき。
- (2)契約履行について不正行為をしたとき。
- (3)契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
- (4) 第6条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (5) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た金銭を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (6) この契約の成果物及び工事目的物を完成させることができないことが明らかである とき。
- (7)引き渡された成果物及び工事目的物に第51条第1項に規定する不適合(以下「契約不適合」という。)がある場合において、その契約不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (8) 乙がこの契約の成果物及び工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (9) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
- (10)契約の成果物及び工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (11)前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をして も契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであ るとき。
- (12)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (13)第60条又は第61条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (14) 乙が建設業法の規定により、営業の停止を受け、又は許可を取り消されたとき。 (談合その他不正行為に係る解除)
- 第57条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)

に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3)納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第 1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規 定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が 同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。 (暴力団等排除に係る解除)
- 第58条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。) 又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3)法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(この契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7)前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が 同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 甲は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害 の賠償を乙に請求することができる。
- 4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。 (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第59条 甲は、乙が甲の責めに帰すべき事由により第55条各号又は第56条各号のいずれかに該当することとなったときは、第55条又は第56条の規定による契約の解除をすることができない。
  - (乙の催告による解除権)
- 第60条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その 期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微なものであるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第61条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること ができる。
  - (1) 第27条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したと き。
  - (2) 第28条の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の2(工期が30日以下の場合にあっては、その工期)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第62条 乙は、甲が乙の責めに帰すべき事由により第60条又は前条各号のいずれかに 該当することとなったときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除に伴う措置)
- 第63条 甲は、この契約が設計の完了前に解除された場合において、既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、 既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この 場合において、甲は当該引渡しを受けた既履行部分に相当する契約金額を乙に支払うも のとする。
- 2 甲は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第2項の場合において、第45条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第55条から第58条までのいずれか又は次条第3項の規定による場合にあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基を財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第52条、第60条又は第61条の規定による場合にあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、 第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しな ければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失 し若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されてい るときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠 償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有し 又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理 するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事 用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第55条から第58条までのいずれか又は次条第3項の規定による場合は甲が定め、第52条、第60条又は第61条の規定による場合は乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段及び第5項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合の当該解除に伴い生じる事項の処理については、甲及び乙が民法の規定に従って協議して定める。 (甲の損害賠償請求等)
- 第64条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
- (1)契約期間内に成果物及び工事目的物を完成することができないとき。
- (2) この契約の成果物及び工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第53条、第56条又は第58条の規定により成果物及び工事目的物の完成後にこ

の契約が解除されたとき。

- (4)前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、前項第1号に該当することとなった場合は、甲に対し遅滞なくその理由を申し 出なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の損害賠償に代えて、契約金額の10 分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第53条、第56条又は第58条により工事目的物の完成前に契約が解除されたと き。
- (2)成果物及び工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 4 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第3項各号に定める場合(前項の規定により第3項第2号に該当する ものとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責め に帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項の規定は適用 しない。
- 6 第1項第1号の場合に該当する場合であって、甲が工期の経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めたときは、乙に契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。
- 7 第3項の場合(第56条第12号及び第58条の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

- 第65条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第60条又は第61条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2)前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 第43条第2項(第49条において準用する場合を含む。)の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

- 第66条 乙は、この契約に関して、第57条第1項各号のいずれかに該当するときは、 甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当 する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も、 同様とする。
- 2 乙は、第57条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 第57条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の 3の規定の適用があるとき。
- (2) 第57条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(契約不適合責任期間等)

- 第67条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第42条第4項又は第5項(第49条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該 請求等の根拠を示し、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合は、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物に係る契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 (火災保険等)
- 第68条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等に設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)を付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの を直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したとき は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。 (妨害等に対する報告義務等)
- 第69条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による甲への報告又は被害届 の提出を怠ったと認める場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができ る。

(あっ旋又は調停)

- 第70条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に甲が定めたものに乙が不服があるときその他この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっ旋又は調停を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第18条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっ旋又は調停を請求することができない。

(仲裁)

- 第71条 甲及び乙は、その一方又は双方が審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決できる見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 (情報通信の技術を利用する方法)
- 第72条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告等及 び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行う ことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。 (契約外の事項)
- 第73条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則 (昭和39年規則第28号)の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める ものとする。